

物品等供給契約に係わる条件付競争入札参加資格の取扱要領

(平成 8 年 3 月 8 日 財政局長決裁)

「北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」に規定する一般競争入札を実施するにあたり、当該契約の履行を確保するため、「地方自治法施行令（以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項」、「北九州市契約規則第 2 条」、及び「北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第 2 条」の参加資格以外に、「政令第 167 条の 5 の 2」の規定による条件を更に定める場合は、次のとおり取り扱うものとする。

記

- 1 当該契約を所管する局等においては、設定する条件の公平性及び客観性を図るため、競争参加資格委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 競争参加資格委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。
 - (1) 条件付競争入札参加資格に関する事項
 - (2) 条件付競争入札参加資格の有無
 - (3) 条件付競争入札参加資格がないと認めた者からの理由の説明請求への対応
- 3 委員会の構成、所管等は次表のとおりとする。

区 分	構 成 員		備 考
	委 員 長	委 員	
物品の売買及び製造の請負契約 (1件8,000万円を超える)	副市長	○契約依頼局長 技術監理局長 技術監理局契約部長 契約依頼部長 技術監理局契約制度課長 技術監理局契約課長 契約依頼課長	1 委員会の庶務は、契約主管課とする。 2 組織上、総務部長（総務課長）のいないときは、総務担当部長（総務担当課長）と読み替える。 (注) ○印は、副委員長である。
物品の売買及び製造の請負契約 (1件4,000万円を超え8,000万円以下)	技術監理局長	○契約依頼局長 技術監理局契約部長 契約依頼部長 技術監理局契約制度課長 技術監理局契約課長 契約依頼課長	
物品の売買及び製造の請負契約 (1件4,000万円以下)	技術監理局 契約部長	○契約依頼部長 技術監理局契約制度課長 技術監理局契約課長 契約依頼課長	
上記以外の物品等供給契約	契約主管局長	○契約主管局総務部長 契約主管部長 契約主管局総務課長 契約主管課長 技術監理局契約制度課長	

4 条件付競争入札参加資格の審査に必要な条件付競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び条件付競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び取扱いは、次のとおり行うものとする。

(1) 申請書及び資料の提出期限並びに提出場所は公告において明らかにするものとする。

(2) 当該公告に係る競争入札参加希望者は、提出期限までに申請書及び資料を持参しなければならない。

(3) 申請書の様式及び資料の内容は、委員会で定めるものとする。

5 条件付競争入札参加資格の決定及び通知は次のとおり行うものとする。

(1) 市長は、委員会の審議結果に基づき条件付競争入札参加資格の有無を決定し、その結果を当該参加者に文書（別記様式）で通知するものとする。

(2) 条件付競争入札参加資格がないと認めた者に対してはその理由を付すとともに、所定の期限内に条件付競争入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる旨通知するものとする。

(3) (1) (2) の通知は、原則として申請書及び資料の提出期限の翌日から起算して7日以内に行うものとする。

6 条件付競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明は、次のとおり行うものとする。

(1) 条件付競争入札参加資格がないと認められた者は、5(1)の通知をした日の翌日から起算して7日以内に、市長に対して条件付競争入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) 条件付競争入札参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、指定の場所に書面を持参することにより行うものとする。

(3) 市長は、(1)に規定する説明を求められたときは、原則として当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対して書面により回答するものとする。

(4) 市長は、説明を求めた者に条件付競争入札参加資格があると認める場合には、5(1)の通知を取り消し、改めて条件付競争入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。

(5) 市長は、(3)の回答及び(4)の通知を行う場合は、委員会の審議を経て行うものとする。

7 公告において明らかにする提出期限及び提出場所以外の提出期限等については、通知及び入札説明書において明らかにする。

付 則

この要領は、平成8年3月8日から施行する。

付 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。